

ゲストルーム利用細則

シェスタ苗場管理組合法人（以下「管理組合」という。）は、シェスタ苗場管理規約第17条にもとづき、シェスタ苗場のゲストルームの利用に関して本細則を定める。

（基本原則）

第1条 各区分所有者及び占有者（以下「入居者」という。）は、ゲストルームを円滑かつ快適に利用するため、次条以下に定める事項を遵守しなければならない。

（利用目的）

第2条 ゲストルームは、次条に定める利用者が、通常の宿泊の目的に利用するものとし、それ以外の目的に利用することはできない。

（利用者）

第3条 ゲストルームを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の通りとする。

- 一 入居者
- 二 入居者への来訪者
- 三 管理組合理事長が適当と認めた者

2 前項にかかわらず、保護者の同伴のない満16才未満の者は利用することはできない。

（利用期間及び利用時間）

第4条 ゲストルームの1回の利用期間は、フジロック期間を除き、2泊3日までとし、原則として一利用者2室の利用はできないものとする。

2 ゲストルームの利用時間は次の通りとする。なお、天候等により入室が遅れる場合は、必ず管理事務室に電話連絡(025-789-4965)をするものとする。

- 一 入室・・・午後3時以降
- 二 退室・・・午前10時以前

（利用手続）

第5条 ゲストルームを利用する場合は、別紙「申込用紙」にて、指定されたFAX番号、メールアドレスまたはシェスタ苗場現地フロントに入居者が申込むものとする。

通常期間の受付は、利用日の1ヵ月前の午前9時からとし、申込（仮受け段階）は先着順で決定し、1回の申込では2泊までとする。ただし、フジロック期間を

除くものとする。

繁忙期（年末年始・フジロック期間）の受付は、利用日の3ヵ月前同日（同日がない場合は前日）から2ヵ月前の午前9時までとし、原則その翌日の午前10時に1階フロント前にて公開の元、抽選し当選者を決する。同時にキャンセル順位も決し、当選者及び待機者に報告をする。期日までに利用者がいない場合は、受付の先着順で利用者を決定する。なお、抽選の方法、場所・時間等については、理事会決議により変更できるものとする。

なお、申込み時には、以下のルールにて行うものとする。

- 1) 予約申込日が利用予定日と一致しない月は、月末日を申込受付日とする。
- 2) F A X ・ メールによる申込は、午前9時前の受信は受付順位上、無効とする。
- 3) 申込者が法人の場合には会社総務部経由で責任者による申込とする。

(利用料)

第6条 ゲストルームの部屋番号、定員数及び利用料金等は、別紙一覧表のとおりとする。なお、リネン（布団カバー、シーツ、枕カバー、バスタオル）は、衛生上必ず使用するものとし、未使用品でも返金はしないものとする。

2 利用料は、申込みが確定した翌日より14日以内に着金するよう指定口座に振込むものとする。着金日を以って予約が確定したものとする。

振込先 みずほ銀行 新宿支店 普通口座 4 8 1 9 7 5 5

ジェスタ苗場管理組合法人

- 1) 振込手数料は申込者の負担とする。
- 2) 申込みが確定した翌日より14日以内の着金がない場合、申込は無効となり、次順位の希望者の予約を受け付けるものとする。
- 3) キャンセルは、利用日の14日前までは、キャンセル料は無しとし、入金済み利用料から振込手数料を差し引き、利用者の指定口座に返金する。それ以後のキャンセルについては、振込まれた利用料の返金はしないものとする。

(注意事項)

第7条 利用者はゲストルームの利用にあたり、次の事項に注意しなければならない。

- 一 ゲストルームの扉及び窓は、利用者の責任において施錠すること。
- 二 扉及び窓の開閉は静かに行うこと。
- 三 室内においては静穏を保ち、他の入居者の迷惑とならないよう注意すること。
- 四 トイレは、水溶性の紙以外は使用しないこと。
- 五 火気の使用には充分注意し、退室時には火気の始末を完全に行うこと。
- 六 入室時及び退室時に「入退出チェックシート」で使用状況を点検し、管理事務室に提出し、鍵を返還するものとする。

- 七 鍵の紛失並びに備品、器具等の破損があつた場合には、使用責任者の復旧費実費負担とする。
- 八 その他、管理者の判断で信用を制限する場合がある。
- 九 定員以上、または申込人数以上の利用をされた場合は、違約金として別表一覧の金額を徴収できるものとする。
- 十 定員以上の利用等、使用要項に違反した場合には、以後のゲストルームの利用はできないものとする。

(禁止事項)

第8条 ゲストルームを利用する場合、次の行為をしてはならない。

- 一 建物及び備品を故意又は過失により損傷し、若しくは汚損すること。
- 二 爆発性、引火性のある物品又は危険、不潔、悪臭のある物品を持ち込むこと。
- 三 振動、騒音、悪臭等、他の入居者に迷惑を及ぼす行為又は不快の念を抱かせる行為をすること。
- 四 ペットを入室させること。

(違反に対する措置)

第9条 理事長は、利用者が本規則に違反し、又は違反する恐れのあるときは、当該利用者に対しその利用を中止させ、あるいは今後の利用を禁止することができる。

(原状回復義務等)

第10条 利用者は故意または過失によりゲストルームを損傷したり、備品等を毀損したときは利用者の責任において修復し、その修復に要する費用を負担する。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の決議を経たのち、総会の決議を得るものとする。

付則

(利用細則の施行)

第1条 この利用細則は、平成31年1月28日から効力を発する。

第2条 本細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。

※下線が変更点となります。